

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

「賃上げ」を支援する助成金と税制

種類が豊富な「『賃上げ』支援助成金パッケージ」

こんにちは、高橋学です。深刻な人手不足等を背景に、「賃上げ」が企業の重要課題となっています。課題を抱える経営者にぜひ目を向けていただきたいのが、公的な「賃上げ支援策・制度」。中小企業への拡充が進んでおり、上手く活用できれば有益な経済的支援を受けられます。

自治体による施策も増えている賃上げ支援策ですが、多くの中小企業者が活用できる“代表”として注目したいのが、厚生労働省による「『賃上げ』支援助成金パッケージ」（図表1）。これは、①賃上げのための生産性向上の取り組みを支援する「業務改善助成金」、②非正規雇用労働者の賃上げを対象とする「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」、③より高い処遇への労働移動等を支援する「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）」等、複数の助成金からなる施策の総称。多様な種類があることが最大の魅力です。

ただし注意したいのが、どの助成金にも細かな条件や手続きが定められていること。同パッケージの詳細は、厚生

労働省のホームページで見ることができます。

メリット大の「中小企業向け賃上げ促進税制」

一方、税金面から賃上げを支援する制度として覚えておきたいのが「中小企業向け賃上げ促進税制」。同制度は、中小企業者等が前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる優遇制度（控除額は法人税額の20%が上限）。2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度が対象です。

優遇を受けるのにまず必要となるのが、雇用者給与等支給額の引き上げ（図表2、必須要件）。前年度比1.5%以上増加させた場合には増加額の15%、2.5%以上増加させた場合は30%が控除できます。加えて見逃せないのが、「上乗せ措置」があること。教育訓練費を前年度比5%以上増加させた等の場合は10%、子育てとの両立支援または女性活躍支援に積極的な企業として認定を受けた場合には5%が上乗せされ、全てを満たした場合、最大45%の控除率となります。要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、5年間繰り越しが可能です。

M

■ 図表1 厚生労働省による賃上げ支援助成金例

① 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成する。

② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成する。

③ 特定求職者雇用開発助成金 （成長分野等人材確保・育成コース）

ハローワーク等を通じ、高齢者等を継続雇用する事業主に助成。成長分野の業務に従事する等、一定条件を満たす場合は増額。

■ 図表2 中小企業向け賃上げ促進税制の概要

必須要件	雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率
	1.5%以上増加	15%
	2.5%以上増加	30%
+		
上乗せ要件 ①	教育訓練費の額を前年度比5%以上増加※	10%上乗せ
+		
上乗せ要件 ②	くるみん認定、えるぼし認定（2段階目以上）等	5%上乗せ

↓
最大45%の控除

※教育訓練費の額は雇用者給与等支給額の0.05%以上であることが必要。

（出所）厚生労働省、経済産業省の資料をもとに筆者作成